

一般社団法人グリーンビルディングジャパン 会員規定

第1章 総則

第1条 本規約は、一般社団法人グリーンビルディングジャパン（以下、「当法人」という。）の定款に定められた会員についての細則を定めたものである。

（本規約の範囲）

第2条 本規約は、当法人に会員として入会した者が、会員として行う一切の行為に適用される。

第2章 会員資格

（会員）

第3条 当法人の会員は定款第5条に定める通り次の4種とし、当法人の目的に賛同し、本規約を承諾したものを条件とする。

（1） 正会員：当法人の目的に賛同して入会し、事業活動に運営・参加する個人および法人で、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）に規定する社員とする。なお、正会員の内、法人等（法人格を有するもの以外の第4条に定める団体を含む）を法人正会員と称し、個人を個人正会員と称する。

（2） 一般会員：当法人の目的に賛同して入会し、事業活動に参加する個人。個人一般会員とも称する。

学生会員：当法人の目的に賛同して入会し、事業活動に参加する学生。学生とは学校法人法あるいは教育機関の所在地の同種の法令に基づいた大学生、大学院生、高等専門学校生、高校生とする。

2 定款に定めのない会員

（1） WEB 会員：当法人の目的に賛同して入会し事業活動に参加する個人

（2） メルマガ読者：当法人の目的に賛同して当法人からの情報を受け取ることを了解する個人

（3） 教育機関賛助会員：当法人の目的に賛同して入会し、事業活動に参加する教育機関および教育機関関係者。

3 法人格を有しない団体は、当法人の理事会で承認を得たものに限って法人と看做す。

（入会申込）

第4条 当団体に入会しようとする個人及び法人等（第3条3項による団体を含む）（以下、「申込者」という。）は、当法人所定の入会申込書により申込みの手続きをとるものとする。

2 会員資格は本規約第5条における入会時審査の通過及び第6条並びに第7条に定める会費の支払い完了をもって有効となるものとする。

（入会審査）

第5条 理事会は、申込者が当法人の目的に賛同して、事業活動に運営・参加するものであるか否かを審査し、入会の承認を決定することができる。

（入会金および会費の支払い）

第6条 会費は、年会費及び入会金とする。なお、金額については、本規約末尾の付表に示すものとする。

2 年会費の対象期間は、継続している会員は、当法人の事業年度の1月1日から同年12月末日までとする。

3 当法人の事業年度の途中で入会した場合の年会費（以下、「入会時年会費」という。）は、その事業年度に限り以下の通りとする。

法人会員、個人正会員および個人一般会員

a. 1月1日から同年3月末日までに入会した場合の年会費は、第1項に規定する年会費の全額とする。

- b. 4月1日から同年6月末日までに入会した場合の年会費は、第1項に規定する年会費の4分の3とする。
- c. 7月1日から同年9月末日までに入会した場合の年会費は、第1項に規定する年会費の2分の1とする。
- d. 10月1日から同年12月末日までに入会した場合の年会費は、第1項に規定する年会費の4分の1とする。

WEB 会員

- e. 1月1日から同年6月末日までに入会した場合の年会費は、第1項に規定する年会費の全額とする。
- f. 7月1日から同年12月末日までに入会した場合の年会費は、第1項に規定する年会費の2分の1とする。

- 4 入会時年会費の支払いは、入会承認通知がなされてから10日以内に当法人の指定銀行口座に振り込まなければならない。ただし、法人正会員は当法人事務局が発行する入金請求書の指定する期日ならびに口座に支払いを行うものとする。
- 5 当法人が会員から受領した年会費は、その理由を問わず返金しないものとする。
- 6 入会金は、理事会で別途時期を定めるまで免除とする。
- 7 入会の意思が明快な場合、理事会の承認により入会前に会員特典の利用を可能とする。

(会員資格有効期間)

- 第7条 会員資格の有効期間は、前第6条により支払った年会費の対象期間とする。
- 2 会員が、会員資格有効期間を1年間延長する場合は、対象事業年度1月末日までに当法人の指定口座に年会費を支払うこととし、以後も同様とする。

(変更の届出)

- 第8条 会員は、その氏名もしくは名称、住所、または連絡先等、当法人への届出事項に変更が生じた場合には、遅滞なく変更手続を行うものとする。
- 2 当法人は、会員が前項の変更手続を行わなかったことによって生じた不利益については一切の責任を負わない。

(退会)

- 第9条 会員は、当法人が指定する退会申請を提出し受理された場合、退会することができる。ただし、未払いの会費等がある場合には、会員は、退会後も当法人に対する未払い分の支払いを免れないものとする。

第3章 会員の特典と義務

(会員の特典)

- 第10条 第3条に定める法人会員、個人正会員、個人一般会員、学生会員、WEB 会員は、次にあげる事項について、特典を得ることができる。
- 2 会員が得る特典は、本規約末尾の付表に示すものとする。
- 3 年会費の請求から3カ月以内に会費の支払が無い場合には、本条における会員の特典の提供は停止される。ただし、会費の支払がなされた場合には、特典の提供が再開される。なお、当法人定款に定める会員の権利（総会への参加、議決権行使等）については本項の適用外とする。

(会員の義務)

- 第11条 会員は次の義務を負う。
- (1) 本法人の定款並びにその他規則及び議決に従う。
- (2) 本法人の入会金、年会費を納入する。

(会員情報の取り扱い)

- 第12条 会員および申込者は、本人から直接当法人に対し提示を受けた会員および申込者の個人情報（以下、「会員情報」という。）を、当法人が次の各号に定める利用目的の範囲内で利用することに同意するものとする。

- (1) 第5条に定める入会審査
- (2) 当法人の事業運営上、他の会員に知らせる必要がある場合
- (3) 当法人が会員サービスに関わる業務その他を第三者に委託するときに、係る第三者の受託者に守秘義務を課して会員情報を取り扱わせる場合

- (4) 会員情報を、あらかじめ会員および申込者の承諾のもと当法人のウェブサイト、SNS、出版物に掲載する場合

2 会員は、当法人の業務活動上知り得た、または取得した会員情報の取り扱いについて、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 適切かつ適法な手段によって取り扱うこと。
- (2) 会員の管理下にある他の会員の個人情報に対し、他から不正アクセスや、紛失、破壊、漏洩などのおそれがある場合は、自ら適切な措置を講ずること。
- (3) 個人情報に関する法令およびその他の規範を遵守すること。

第4章 禁止事項および損害賠償と免責

(禁止事項)

第13条 会員は、次に定める行為をしてはならない。

- (1) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為。
 - (2) 会員資格に基づく一切の権利または義務を、第三者に譲渡または貸与し、担保等に供したりすること。
 - (3) 当法人の職務上知り得た秘密を他に漏らすこと。この場合の秘密とは、当法人外へ公開する予定のない情報を言う。
 - (4) 当法人の活動に関連して取得した資料または知り得た情報を、当法人あるいは当法人の会員へ著しく不利益をおよぼす行為に利用すること。
 - (5) その他、当法人の職務活動において、他者が所有するあらゆる権利を侵害するなどの法律違反行為、またはそのおそれのある行為。
- 2 前項(3)(4)の規定は、会員が退会あるいは会員資格を喪失、除名された後も3年間は効力を有すものとする。

(損害賠償)

第14条 会員は、前第13条の禁止事項によって、当法人、他の会員もしくは第三者に損害を与えた場合は、その損害の全てを賠償しなければならない。

(免責)

第15条 当法人は、次に掲げる事項に関しては一切の責任を負わない。

- (1) 会員が当法人のウェブサイト、SNS、出版物を利用することによって、何らかのトラブルや損害等が生じた場合
- (2) 当法人のウェブサイト、SNS、出版物が紹介している他のウェブサイトやソフトウェア等に関する適合性その他、内容に関する事項
- (3) 当法人のウェブサイト、SNS、出版物からリンクされる他のウェブサイト等で提供される情報やサービス等に関する事項

第5章 本規約の追加・変更

(本規約の追加・変更)

第16条 当法人は、理事会の承認を得て本規約の内容を変更、追加または削除することがある。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

【付表 1】 個人正会員、個人一般会員、学生会員、WEB 会員、メルマガ読者の年会費一覧表

会費種別	個人正会員	個人一般会員	学生会員	WEB 会員	メルマガ読者	教育機関賛助会員
入会金	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円
年会費	20,000 円	10,000 円	0 円	3,000 円	0 円	0 円

* 入会金は第 6 条 6 項により免除中

【付表 2】 正会員、学生会員、WEB 会員、メルマガ読者の特典一覧表

会費種別	個人正会員	個人一般会員	学生会員	WEB 会員	メルマガ読者	教育機関賛助会員
会員総会への参加	○	△	-	-	-	
会員総会での議決権	○	-	-	-	-	
委員会へ理事会の承認を経て参加	○	△	△	-	-	△
セミナー、イベントなどへ無料もしくは会員価格で参加	○	○	-	-	-	○
GBJ ホームページ会員専用ページの閲覧	○	○	○	○	-	○
メルマガの配信	○	○	○	○	○	○

△：オブザーバー参加が可能

【付表 3】 法人正会員の年会費一覧表

会費種別	グリーン会員	シルバー会員	ゴールド会員	プラチナ会員
入会金	0 円	0 円	0 円	0 円
年会費	100,000 円	250,000 円	500,000 円	1,000,000 円

* 年度途中での入会の際の年会費は、第 6 条 3 項を参照

【付表 4】 法人会員の特典

- GBJ が開催するオンラインのセミナー・イベントに原則無料で参加できます
- 会員専用コンテンツへのアカウントを次の通り付与します。グリーン会員 3 アカウント、シルバー会員 10 アカウント、ゴールド会員以上 20 アカウント。
- 法人正会員の名称やロゴを GBJ ホームページ内に掲載して法人正会員の指定ページへのリンクを設置します
- 製品や技術などを GBJ ホームページ内の LEED、WELL 対応製品のマテリアルライブラリーを通じて掲載します
- 法人正会員企業が LEED 製品展示会・セミナーイベント等を開催する場合に、当該製品やセミナーの趣旨に対し GBJ が協賛します
- GBJ のメールマガジンやニュース欄にイベント告知や求人広告等を掲載できます（応相談）
- GBJ 運営委員会でのショートプレゼンテーションができ、録画を GBJ ホームページで公開することができます
- 総会における投票権は法人正会員 1 社 1 票

変更記録：

20140402: 「個人会員」を定款に合わせて「正会員」に変更

20160420: 「WEB 会員」「メルマガ会員」を追加

付表 2「GBJ ホームページ会員専用ページの閲覧」「メルマガの配信」項目を追加

付表 4「GBJ ホームトップページもしくは GBJ Forum ページに法人会員のロゴ表示」を「GBJ ホームトップページに法人会員のロゴ表示」に変更。ロゴ表示サイズ「標準サイズ」「標準サイズ 1/2」等からを「レイアウト・サイズについてはGBJ が会員種別毎の会員数に基づき決定」に変更

20170213: 「当法人の事業年度の途中で入会した場合の年会費」を変更

付表 3「ライブラリー会員」を削除。「当法人の事業年度の途中で入会した場合の年会費」を追加

付表 4 「ライブラリー会員」を削除。「会員専用コンテンツへのアクセス権」「イベントの告知や求人を GBJ ホームページやメルマガに掲載」「GBJ 法人会員紹介ページからリンクする法人企業の情報発信ページの提供」「出張セミナー・講演・パネルディスカッション」「イベント・セミナーへの協賛」を追加

20180624: 2018 年会員総会での承認事項に基づいて変更

- ・ 正会員の年会費変更
- ・ 一般会員の新設（一般社団法人上の社員ではないので会員総会で決議権はないが、旧正会員と同等の特典が利用可能）
- ・ 法人会員が正会員と同様の権利で会員総会などに参加するために 12 ポイントが必要としていた項目を削除
 - 法人会員は正会員と同様の権利で会員総会、運営委員会などに参加するためにトークンポイントの負担は無し
 - 別の人が追加参加する場合、理事会の承認を経てかつ 20 points を使って参加可能という規定を追加

20180711: 理事各位からのフィードバックで修正

- ・ 入会金額を付表 1 でも 0 円と表示
- ・ 正会員を個人正会員に、また一般会員を個人一般会員に変更
- ・ 個人一般会員が会員総会へオブザーバー参加する場合に、理事会の了承を必要とする但し書きを削除

20200408：学生会員の年会費変更

20220815: 法人会員特典の変更（トークンポイント制度の廃止）。メルマガ会員をメルマガ読者に変更

20240405：教育機関賛助会員の追記、法人会員サブアカウントの記載追加。

20250403：会費未払いの会員の会員特典提供の停止を明記。